

令和3年度合併処理浄化槽設置整備事業費補助金申請変更点

① 補助金の内容が変更になりました。

下記の浄化槽設置費用、撤去費用、配管費用の合計が補助申請額となります。各費用ごとに経費を算定し、経費が算定額に満たないときは経費額まで（千円未満切り捨て）となります。

・浄化槽設置費用

| 区分 | 限度額 | 基準 |
|------|----------|------------------------|
| 5人槽 | 352,000円 | 住宅の延べ床面積が130㎡以下 |
| 7人槽 | 441,000円 | 住宅の延べ床面積が130㎡を超える場合 |
| 10人槽 | 588,000円 | 2世帯住宅で、お風呂と台所が2つずつある場合 |

浄化槽本体設置に伴う費用（下記の撤去費用、配管費用のほか屋内のリフォーム費用、役場への補助申請手数料は対象外となります）

・撤去費用

| 区分 | 限度額 | 基準 |
|------|---------|-------------------------------|
| 撤去費用 | 90,000円 | 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽撤去に必要な工事費・処分費等 |

※改築工事のみ（新築・建替工事は対象外）

・配管費用

| 区分 | 限度額 | 基準 |
|------|----------|------------------------------|
| 配管費用 | 300,000円 | 浄化槽に接続する屋内外の配管工事費等（浸透柵工事を含む） |

※改築工事のみ（新築・建替工事は対象外）

② 申請様式が変更になりました。

補助内容の変更に伴い様式が大幅に変更になりましたので、新様式で申請してください。

「東北町ホームページ」→「暮らし・手続き」→「暮らし」→「下水道」→「各種様式等のダウンロード」からダウンロードできます。

② 添付書類が変更になりました。

・様式1号 交付申請書

浄化槽設置工事契約書の写し又は見積書→**浄化槽設置工事見積書**

契約書の写しは不可となります。

撤去費用、配管費用を補助申請する場合は、設置費用・撤去費用・配管費用が分かる見積書を添付してください。

・様式第5号 実績報告書

浄化槽法第11条に規定する検査依頼書の写し（追加）

今年度から第7条検査依頼書のほか次回の第11条検査依頼書の写しの添付も必要となります。

浄化槽及び排水設備設置配管図（完成図）（追加）

完成後の配管図を添付してください。

産業廃棄物管理票の写し（追加）

撤去費用補助金申請者のみ提出してください。

③ 工事写真が変更になりました。

撤去費用、配管費用を補助申請する場合は、その分の写真を添付してください。詳しい写真の取り方は添付しました「浄化槽工事基準及び実績報告書添付写真の撮り方（令和3年4月）」を参照してください。

④ 完成検査内容が変更となりました。

詳しい内容については「浄化槽工事基準及び実績報告書添付写真の撮り方（令和3年4月）」の「完成検査について」をお読みください。

⑤ 工事内容が一部変更になりました。

令和2年度まで均しコンクリートの下は割栗石地業で行うように求めていましたが、令和3年度より基礎碎石で施工しても良いこととしました。